

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和6年9月20日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400102号

厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第2400010号

## 第1 結論

昭和58年\*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和38年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年\*月から昭和61年3月まで

私は、請求期間当時、実家のあるA市を離れてB県の大学に行っていたが、住民票は車の免許を取得した後に実家へ戻っていた。国民年金については、大学3年生か4年生ぐらいに実家に帰った際に、両親から年金は国の制度であり、きちんと20歳から保険料を支払っておくべきで、卒業までは援助する旨の話をされたことを覚えており、保険料の納付については、母がA市役所で3か月分ぐらいの保険料をまとめて納付してきたといった話を聞いた覚えがある。

また、私自身も、昭和61年4月1日に母から手渡された封筒を持参してA市役所を訪ねた記憶があり、窓口の男性職員に持参した封筒を渡して申請書類を書き、手続きが完了した後に年金手帳をもらった。この時、持参した封筒について尋ねると、全てこの手帳にまとめてあるからもういらぬ旨の説明をされたのでそのまま帰宅した。

当時の記憶もある中で、請求期間について、保険料が納付されていない記録となっていることに納得がいかないため、調査の上、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、請求者によると、これらを行ったとする母親と話をすることは難しいとしていることから、請求者の請求期間に係る加入手続及び保険料納付に関する状況の詳細は不明である。

また、請求者から提出された年金手帳記載の国民年金手帳記号番号については、オンライン記録によると、昭和61年5月23日付けで初めて国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われていることから、この頃にA市において加入手続

が行われ、当該国民年金手帳記号番号が払い出されたものとみられる。この際、請求者の被保険者資格については、昭和 61 年 4 月 1 日を資格取得日とする事務処理が行われていることから、請求期間については未加入期間とされていたこととなる。

さらに、請求者は、請求期間において大学生であったとしているため、国民年金の任意加入対象者に該当しており、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、上述の加入手続時期（昭和 61 年 5 月頃）において請求期間の被保険者資格を取得することはできなかったものとみられる。

加えて、請求者の主張に沿って請求期間の保険料を納付するためには、上述の昭和 61 年 5 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、当該国民年金手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得していなければ、制度上、請求期間の保険料を納付することができなかったこととなるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

その上、請求者に関しては、戸籍及びその附票によると、請求期間前後において、氏名及び生年月日についての変更、訂正等はなく、住所地についても請求期間における住所はA市とされており、国民年金に係る事務の管轄は変わっていないことを踏まえると、請求期間当時、既に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたにもかかわらず、請求者に対して国民年金手帳記号番号が新たに払い出されるに至る可能性は低いものと考えられる。

このほか、請求者から提出された年金手帳において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる記載等はなく、A市の国民年金納付記録においても、請求期間の保険料が納付された形跡は見当たらない上、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。